

第22回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

令和元年12月16日に開催された「第22回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、下記1の事項について報告し、了解された。また、下記2の案件について意見聴取を行い、承認された。

1 報告事項

(1) 奨学金返還事務の取組状況について **資料1**

事務局から**資料1**により報告を行い、了解された。

2 意見聴取案件

(1) 民法改正に伴う奨学金等返還金に係る延滞利子の利率の見直しについて **資料2**

平成29年6月に公布された民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の令和2年4月1日からの施行に合わせ、奨学金等返還金に係る延滞利子の利率の改正を行うこととする案を、事務局から**資料2**により提示し、委員会として承認された。

《見直しの内容》

- ・ 延滞利子が生じた最初の時点における法定利率（返還すべき日の翌日から6箇月を経過する日までの期間にあっては、その2分の1の率）によることとする。
- ・ 今後、法定利率が変動した場合も、連動して延滞利子の利率を変動させることとする。

なお、委員から、現行の制度における滞納後6箇月間は利率を半分にする措置について、利率が低い状況では、延滞利子の規定が空文化し、借受者間の公平性に疑問を生じさせる可能性があるため、借受者への配慮と適切な債権管理とのバランスに配慮し、今後の金利動向等に応じて改正の要否に留意すべきとの意見が付された。

(2) 特別な事情による猶予に関する個別審査について **審査対象者個票**

本件個別審査は個人のプライバシーに配慮し、非公開で行うこととされた。

第14回監理委員会で承認された「修正C：履行期限後も従前の連絡対象者には手続に応じていただけないが、借受者本人は、連絡対象者が返還手続に応じていない事実を知らなかった場合において、連絡対象者を借受者本人に変更したうえで、借受者本人が従前の連絡対象者の意思とは異なり、返還手続に応じていただけた場合」を猶予事由とする事例として、意見聴取対象となる本件について、事務局から**審査対象者個票**により説明し、特別な事情があるとして猶予することにつき、委員会として承認された。

なお、委員から、修正C中の「従前の連絡対象者の意思とは異なり」との要件については、特別な事情による猶予の制度の趣旨に鑑みて、不要ではないかとの指摘があり、今後の検討課題となった。